

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目次

## 規則

○秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(九・総務課…1  
 ○秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則(一〇・総務課…4

## 規則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

### 秋田県規則第九号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「公文書館」を「東京事務所」に、「第十七条」を「第十九条」に、「東京事務所(第十八条)」を「公文書館(第十九条の二)」に改める。

第三条第一項中「掲げる課」の下に「及びセンター」を加え、同項の表知事公室の項中「情報公開課」を「情報公開センター」に改め、同表健康福祉部の項中「医務薬事課」を「医務薬事課一県立病院改革推進室」に改め、同表生活環境文化部の項中「県民文化政策課」を「県民文化政策課」に改める。

第四条の二中「掲げる課及び」の下に「センター並びに」を加える。

第五条の見出しを「(知事公室の各課及びセンターの所掌事務)」に改め、同条第一項中「知事公室各課の所掌事務」を「知事公室の各課及びセンターの所掌事務」に改め、同項総務課の項中第十七号及び第十八号を削り、第十六号を第十八号とし、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

### 十七 公告式に関すること。

第五条第一項総務課の項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

### 八 知事会等との連絡調整に関すること。

第五条第一項総務課の項中第十九号及び第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号から第二十四号までを二号ずつ繰り上げ、第二十五号を削り、第二十六号を第二十三号とし、第二十七号を第二十四号とし、同項第二十八号中「知事公室各課」を「知事公室の各課及びセンター」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十九号を同項第二十六号とし、同条第一項秘書課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

### 八 報道機関との連絡調整に関すること。

第五条第一項情報公開課の項中「情報公開課」を「情報公開センター」に改め、同項第一号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同項第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項に次の五号を加える。

### 八 文書事務の企画及び指導に関すること。

### 九 公印に関すること。

### 十 行政文書の受領、発送及び保存に関すること。

### 十一 県公報に関すること。

### 十二 公文書館に関すること。

第五条第二項中「第七号」の下に「及び第八号」を加える。  
 第七条福祉政策課の項中第二十一号を第二十二号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 医療に要する費用の適正化に関すること(他の所管に属するものを除く。)

第七条健康推進課の項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

### 五 自殺対策に関すること。

第七条健康推進課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条医務薬事課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。  
 十一 循環器疾患に関する医療を提供する体制の整備に関すること。

### ること。

### 第七条に次の一項を加える。

2 医務薬事課県立病院改革推進室は、医務薬事課の所掌事務のうち第十一号から第十三号までに掲げる事務を分掌する。

第八条第一項県民文化政策課の項中第三号から第八号までを削り、第九号を第三号とし、第十号から第十二号までを六号ずつ繰り上げ、第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第七号とし、第十六号から第十九号までを八号ずつ繰り上げ、第二十号を削り、第二十一号を第十二号とし、第二十二号から第二十五号までを九号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

### 安全・安心まちづくり推進課

### 一 安全なまちづくりに関すること。

### 二 犯罪被害者等の支援に関すること。

### 三 消費生活の安定及び向上に関する調査、企画及び調整に関すること。

### 四 物価対策及び生活関連物資対策に関すること。

### 五 消費生活協同組合に関すること。

### 六 金融に関する知識の普及啓発に関すること。

### 七 交通安全対策の企画、促進及び総合調整に関すること。

### 八 交通事故の相談に関すること。

### 九 生活センターに関すること。

第八条第一項環境あきた創造課の項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

### 四 循環型社会の形成の推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)

第八条第二項中「第九号から第十二号」を「第三号から第六号」に、「第二十三号」を「第十四号」に改め、同条第三項中「第六号から第十号」を「第七号から第十一号」に改め、同条第四項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第十一条第一項産業経済政策課の項中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から第十八号までを二号ずつ繰り上げ、第十九号を削り、第二十号を第十七号とし、第二十一号を第十八号とし、同条第一項商工業振興課の項中第十八号を第二十一号とし、第十七号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

### 二十 シンガポール事務所に関すること。

第十一条第一項商工業振興課の項中第十六号を第十八号とし、第十号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。  
 十 伝統的工芸品産業の振興に関すること。

十一 県産品の販路拡大に関すること。  
 第十一条第一項観光課の項第十三号中「県営田沢湖高原駐車場」を「田沢湖スキー場」に改め、同項第十四号を削り、同条第三項中「第十三号から第十七号」を「第十五号から第十九号」に改める。

第十三条会計管財課の項第一号中「地方公所（東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所を除く。）の」を削る。

第十四条第二号及び第三号中「知事公室情報公開課」を「知事公室情報公開センター」に改め、同条中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げ、第三十三号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 秋田県青少年環境浄化審議会 生活環境文化部県民文化政策課

第十四条第三十四号及び第三十五号中「生活環境文化部県民文化政策課」を「生活環境文化部安全・安心まちづくり推進課」に改め、同条中第三十六号を削り、第三十七号を第三十六号とし、第三十八号から第四十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四十六号中「農林水産部農林政策課」を「農林水産部水と緑推進課」に改め、同号を同条第四十五号とし、同条中第四十七号を第四十六号とし、第四十八号から第六十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十五条中 「公文書館」を「東京事務所 公文書館」に改める。  
 第十五条の四第一項の表中「仙北地域振興局」を削り、同表北

秋田地域振興局の項中

総務企画部	総務経理課 地域企画課
出納室	納税課 課税課

を

総務企画部	総務経理課 地域企画課
出納室	納税課 課税課

に改め、同

表秋田地域振興局の項の次に次のように加える。

仙北地域振興局		建設部	農林部	福祉環境部	県税部	総務企画部
河川砂防課 建築課	企画道路課 用地課	農林企画課 普及指導課 森づくり推進課 農村整備課	環境指導課	企画福祉課 健康・予防課	納税課 課税課	総務経理課 地域企画課 出納室

第十五条の四第二項の表北秋田地域振興局総務企画部県税課の項中「北秋田地域振興局総務企画部県税課」を「北秋田地域振興局県税課」に改め、同条第三項の表北秋田地域振興局総務企画部の項中「大館地区総合事務所」を「大館事務所」に改める。

第十五条の五第一項大館地区総合事務所の項各号列記以外の部分中「大館地区総合事務所」を「大館事務所」に改め、同項第一号(一)及び(二)中「北秋田地域振興局総務企画部県税課及び大館地区総合事務所並びに」を「北秋田地域振興局総務企画部大館事務所、県税課及び」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「前項大館地区総合事務所の項第一号」を「前項大館地区総合事務所の項第一号」に改め、同条第三項中「第一項大館地区総合事務所の項第二号」を「第一項大館事務所の項第二号」に改め、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十五条の六の見出しを「（地域振興局県税課各課の所掌事務）」に改め、同条中「秋田地域振興局県税課各課」を「地域振興局県税課各課」に改め、同条納税課の項第五号中「総務経理課」を「他」に改める。  
 第十五条の七第一項健康・予防課の項第一号中「結核及び」を削る。

第十五条の九第一項建築課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。  
 第二款を削り、第二款の二中第十八条を第十六条とし、第十九条を第十七条とし、第十九条の二を第十八条とし、第十九条の三を第十九条とし、同款を第二款とし、同款の次に次の一款を加える。

第二款の二 公文書館  
 （事務）

第十九条の二 公文書館は、歴史資料として重要な公文書、古文书その他の記録の保存、利用及び調査研究並びに永年保存文書等の保存に関する事務を行う機関とする。

第十九条の三 公文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
秋田県公文書館		秋田市山王新町十四番三十一号	

第三十条の二第一項中「当該室、」を「当該」に改め、同項の表企画経営室の項の次に次のように加える。

総務管理室	
-------	--

第三十条の二第一項の表農業試験場の項中「管理室」を「企画情報部」に改め、「経営計画部」を削り、同条第三項を削る。

第三十条の三中「農林水産技術センター」の下に「総務管理各部」を加え、「農業試験場の管理室及び各部」を「農業試験場総務管理室」に改め、同条企画経営室の項の次に次のように加える。

- 一 公印の管守に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
  - 二 人事、給与、文書及び財務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
  - 三 公有財産の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
  - 四 企画経営室、総合食品研究所、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター及び森林技術センターの所管に属しない事務に関すること。
- 第三十条の三企画経営室の項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号と

し、同号の次に次の三号を加える。

四 農業経営の改善に関する調査及び研究に関すること。

五 農村生活の改善に関する調査及び研究に関すること。

六 農村への定住の促進並びに農畜産物の流通及び販売に関する対策に関する調査及び研究に関すること。

七 農作業の機械化並びに農業用の施設及び装置に関する試験研究に関すること。

第三十条の三農業試験場管理室の項中「管理室」を「企画情報部」に改め、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条農業試験場経営計画部の項を削り、同条果樹試験場管理室の項第三号及び第四号中「果樹試験場の各部及び各分場」を「果樹試験場各部」に改める。

第三十八条第一項健康・予防課の項第一号中「結核及び」を削る。

第六十二条中「、児童の情操を豊かにし、その健康を増進させるため」を削り、「与える」の下に「とともに、自然と文化に関する児童の認識を深めるための資料の展示等を行う」を加える。

第二百四十五条第二項の表中第二十九号を削り、第二十八号を第二十九号とし、第九号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同表第八号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同表同表第九号とし、同表中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六	情報公開 センター 長	情報公開 センター	上司の命を受けて、情報公開センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
---	-------------------	--------------	--

第二百四十五条第二項の表の備考第一号中「第十九号」を「第二十号」に改め、同表の備考第五号中「中欄に掲げる課」の下に「及びセンター」を加え、同条第三項の表第三号中「保健所並びに」を削り、「畜産試験場」の下に「、保健所並びに家畜保健衛生所」を加え、同表第五号中「総務課分権改革推進室」を削り、同表第六号中「除く。」の下に「及び室（地方機関の室を除く。）」を加え、同表中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を削り、同表第十八号中「商工業振興課誘致企業室」を「商工業振興課誘致企業室」に改め、同号を同表第十六号とし、同表中第十九号を第十七号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十八号とし、第二十二号を第十

九号とし、第二十三号を削り、同表第二十四号中「総合政策課」を「総合政策課」に、「建設交通政

策課」を「建設交通政策課」に、「知事公室内及び部内」を「部

局（第三条第二項の表の上欄に掲げる局を含む。）内」に改め、

同号を同表第二十号とし、同表中第二十五号を第二十一号とし、第二十六号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三	専門主幹 課所等	上司の命を受けて、高度かつ専門的な知識又は技術を必要とする特定の重要事項の企画、調査等に関する事務をつかさどる。
-----	-------------	--

第二百四十五条第三項の表中第二十七号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五	広報専門 員 センター	上司の命を受けて、県政の広報に関する重要事項の企画、調査等に関する事務をつかさどる。
-----	-------------------	--

第二百四十五条第三項の表中第二十八号を第二十六号とし、第二十九号から第三十一号までを二号ずつ繰り上げ、第三十二号中「総合防災課」を「課 所 等」に改め、同号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一	納税推進 専門員	税務課	上司の命を受けて、高度かつ専門的な知識を必要とする県税の徴収に関する事務をつかさどる。
-----	-------------	-----	---

第二百四十五条第三項の表第三十三号中「リハビリテーション・精神医療センター及び中央男女共同参画センター」を「及びリハビリテーション・精神医療センター」に改め、同号を同表第三十二号とし、同表中第三十四号を第三十三号とし、第三十五号から第四十五号までを一号ずつ繰り上げ、第四十六号を削り、第四十七号を第四十五号とし、第四十八号から第五十一号までを二号ずつ繰り上げ、第五十二号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十一	副看護師 長	脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センターの看護	看護師長を補佐し、看護師長に事故があるとき又は看護師長が欠けたときは、その職務を代理する。
-----	-----------	----------------------------------	---

第二百四十五条第三項の表中第五十三号を第五十二号とし、第五十四号を第五十三号とし、第五十五号を第五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十五	主任学芸 主事	公文書館	上司の命を受けて、学芸に関する高度かつ専門的な事務をつかさどる。
-----	------------	------	----------------------------------

第二百四十五条第三項の表第五十六号中「公文書館」を「公文書館」に改め、同表の備考一中「課」の下に「室」を加え、「前項の表の備考第一号から第三号まで及び第五号」を「前項の表の備考各号」に改め、「課」の下に「室」を加え、同条第五項中「事務吏員又は技術吏員」を「単純労働の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労働に雇用される者をいう。以下同じ。）以外の職員（臨時及び非常勤の職員を除く。）」に、「事務吏員及び技術吏員以外」を「単純労働」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（秋田県公報発行規則及び知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部改正）

2 次に掲げる規則の規定中「知事公室情報公開課」を「知事公室情報公開センター」に改める。

- 一 秋田県公報発行規則（昭和二十九年秋田県規則第三十八号）第七条第一号
- 二 知事が保有する行政文書の公開等に関する規則（昭和六十二年秋田県規則第四十号）第七条

3 (秋田県行政文書管理規則の一部改正)  
秋田県行政文書管理規則(平成十三年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第三条に規定する課」の下に「及びセンター」を加え、同条第五号中「第三十条の二第一項に規定する」の下に「総務管理室、」を、「企画経営室」の下に「総合食品研究所」を加える。

第四条第一項及び第二項並びに第九条第二項から第四項までの規定中「総務課長」を「情報公開センター長」に改める。  
(政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正)

4 政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年秋田県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「知事は、」の下に「別に定める様式による」を加える。

第七条第二項中「知事公室情報公開課」を「知事公室情報公開センター」に改め、同条第三項中「者は、」の下に「別に定める様式による」を加え、同条に次の一項を加える。

7 前各項に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第九条を次のように改める。  
(資産等報告書等の様式)

第九条 次に掲げる書類の様式は、別に定める様式によるものとする。

- 一 条例第二条第一項の資産等報告書
- 二 条例第二条第二項の資産等補充報告書
- 三 条例第三条の所得等報告書
- 四 条例第四条の関連会社等報告書

(秋田県公舎管理規則の一部改正)

5 秋田県公舎管理規則(昭和四十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「北秋田地域振興局総務企画部大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館事務所長」に改める。

第五条第一項中「公舎入居申請書」を「別に定める様式による申請書」に改め、同条第二項中「公舎入居決定通知書により」を「その旨を」に改め、同条第三項中「公舎入居届」を「別に定める様式による届出書」に改める。

第六条第二項中「規定による公舎入居届」を「届出書」に、

「自動車保管場所使用開始届」を「別に定める様式による届出書」に改める。

第十一条第六号中「自動車保管場所使用開始届」を「第六条第二項の届出書」に改める。

第十六条第一項中「公舎退去届」を「別に定める様式による届出書」に改め、同条第三項中「自動車保管場所使用廃止届」を「別に定める様式による届出書」に、「公舎退去届」を「届出書」に改める。

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年三月三十日  
秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第十号

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則

秋田県チーム設置規則(平成十三年秋田県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表長寿社会課の項を削り、同表県民文化政策課の項を次のように改める。

環境あきた創造課	菜の花バイオエネルギーチーム
----------	----------------

第二条の表流通経済課の項を削り、同表産業経済政策課の項中「活き活き物産応援チーム」を「食彩あきた推進チーム」に改める。

第四条の前の見出し及び同条を削り、第五条を第四条とし、同条の前に見出しとして「(所掌事務)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第五条 菜の花バイオエネルギーチームは、組織規則第八条第一

項環境あきた創造課の項第四号及び第六号に掲げる事務のうち、廃食用油の回収の仕組みの構築及びたねの栽培の普及を通じたバイオエネルギー燃料(廃食用油等を原料として製造されるディーゼル機関の燃料をいう。以下同じ。)の製造、流通及び利用の促進、バイオエタノール(動植物に由来する有機物を原料として製造される燃料用のエタノールをいう。以下同じ。)の製造、流通及び利用の方策に関する調査並びにバイオディーゼル燃料及びバイオエタノールの利用に関する啓発及び知識の普及に関する事務を分掌する。

第六条を次のように改める。

第六条 食彩あきた推進チームは、組織規則第十一条第一項産業

経済政策課の項第十一号に掲げる事務のうち、県内において食品の製造の事業を行う者による商品の開発及び販売の促進に関する事務を分掌する。

第七条及び第八条を削る。

第九条第一項の表第七号を削り、同条第三項中「事務吏員又は技術吏員」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な業務に雇用される者以外の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。)」に改め、同条を第七条とする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
Email: matsubara@natsuhara-insu.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁 雄